

わが町の ドクター跡取りクリニック

第6回

医療法人のガバナンス



税理士法人ブレインパートナー代表社員／公認会計士・税理士

矢野 厚登

これまででは医療機関における税制を中心に説明してきましたが、株式会社（以下、「会社」と）と異なるという意味において注意すべき点として、医療法人のガバナンスにも触れておきたいと思います。

医療法人の99%は社団です。社団医療法人の場合、会社の株主総会にあたる意思決定機関は社員総会です。会社であれば株主は1人でも設立できますが、医療法人の場合は3人以上の社員が必要とされています。また、会社の場合、議決権は原則として株式数と一致し、持株割合が大きいほど経営支配権が強くなりますが、医療法人の場合は1人1議決権です。たとえば、旧制度の医療法人では、院長の持分がいくらか多くても、その医療法人を支配していることにはなりません。

社員総会は、役員である理事、監事の選任も決議するため、社員同士の人間関係が悪化すると、法人の経営にまで影響してることがあります。たとえば、院長、奥さま、ご子息の3人が社員である医療法人において、院長と奥さまが離婚し、院長が意思に反して理事を解任されたという事例もあります。新制度の医療法人でも同様であり、役員の地位は不安定であるといわざるをえません。近年、会社では議決権のない株式や拒否権のある株式を発行することが可能になっていることに比べると、医療法人の制度にはほとんど柔軟性がないといえ

ます。

会社の役員である取締役や監査役にあたる存在が、理事と監事です。会社では、取締役が1名でも、あるいは監査役をおかなくても設立は可能ですが、医療法人の場合はその規模の大小にかかわらず、理事は3人以上、監事は1人以上必要とされています。理事のなかから多数決により理事長が選任されますが、理事会における理事長の地位についても前述の社員総会における理事の地位と同様、その地位を保全する手立ては存在しません。

一方、個人事業に比べて医療法人のほうに、代替わりや第三者による事業承継の手続きは容易です。諸官庁への各種届出において、個人事業の場合、医師が交代すると前任者の医療機関は形式上廃止となり、後任の医師が新たな医療機関を開設する手続となるのに対し、医療法人の場合、必要な手続は理事長の交代の決議のみです。

従業員の引継ぎを伴う場合も、個人事業であれば事業主が交代することになるため、新たな雇用手続が必要となりますが、医療法人の場合は雇用関係に変動は生じません。ただし、個人でも法人でも、長く医院経営を続けてきた結果として、人件費が高額になっっているケースが多くみられます。院長交代のタイミングで、金融機関のご担当からも給与設定の見直しをアドバイスしてあげるとよいでしょう。